

---

令和8年 第1回(定例)日出町議会会議録(第4日)

令和8年3月13日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

令和8年3月13日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 諸般の報告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 発委第1号 日出町議会の会期等に関する条例の制定について

追加日程第2 発委第2号 日出町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第3 発委第3号 日出町議会基本条例の一部改正について

追加日程第4 発委第4号 日出町議会会議規則の一部改正について

追加日程第5 発委第5号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分  
指定事項の一部改正について

追加日程第6 議案第31号 令和7年度日出町一般会計補正予算(第8号)について

追加日程第7 報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

閉会の宣告

---

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 諸般の報告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

- 追加日程第1 発委第1号 日出町議会の会期等に関する条例の制定について  
追加日程第2 発委第2号 日出町議会委員会条例の一部改正について  
追加日程第3 発委第3号 日出町議会基本条例の一部改正について  
追加日程第4 発委第4号 日出町議会会議規則の一部改正について  
追加日程第5 発委第5号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分  
指定事項の一部改正について  
追加日程第6 議案第31号 令和7年度日出町一般会計補正予算（第8号）について  
追加日程第7 報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

閉会の宣告

---

出席議員（15名）

1番	多田 利浩君	2番	阿部 峰子君
3番	河野 美華君	4番	岡山 栄蔵君
5番	豊岡 健太君	7番	衛藤 清隆君
8番	阿部 真二君	9番	上野 満君
10番	川西 求一君	11番	岩尾 幸六君
12番	池田 淳子君	13番	工藤 健次君
14番	森 昭人君	15番	熊谷 健作君
16番	金元 正生君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河野 匡位君 次長 橋本 樹輝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部 徹也君	副町長	大路 正浩君
教育長	恒川 英志君	会計管理者兼会計課長	吉松 美紀君
総務課長	高橋 康治君	財政課長	河野 明弘君
政策企画課長	赤野 公彦君	まちづくり推進課長	坂西 和宏君
税務課長	成富 祥史君	住民生活課長	佐藤功次郎君
介護福祉課長	間部 大君	子育て支援課長	白水由希子君
健康増進課長	後藤 将児君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	麻生 康弘君
都市建設課長	藤井 英明君	上下水道課長	大塚英二郎君
教育総務課長兼学校給食センター所長	古屋秀一郎君	学校教育課長	木田 尚武君
社会教育課長兼町立図書館長	河野 英樹君	代表監査委員	井上 哲治君
監査事務局長	山口 佳子君	総務課参事兼危機管理室長	佐藤 道智君
財政課課長補佐	森若 由佳君		

午前10時00分開議

○議長（金元 正生君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、24日間にわたり慎重な御審議をいただき、また議会運営にも格別の御協力を賜り、本日最終日を迎えることができました。心から感謝を申し上げます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆様に申し上げます。会議中は静粛に願います。なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、日出町議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

**開議の宣告**

○議長（金元 正生君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

本日、報道機関より議場内での撮影の許可の申込みがございましたので、これを許可いたします。

**日程第1. 諸般の報告**

○議長（金元 正生君） 日程第1、諸般の報告を行います。

はじめに、2月19日に開催されました令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要について報告いたします。

まず、議案5件が上程されました。

議第1号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、予算総額を歳入歳出ともに11億2,900万とするものであります。全会一致で可決されました。

次に、議第2号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算については、予算総額を歳入歳出ともに2,406億6千万円とするものであります。

その主な歳入では、市町村支出金440億1,792万3千円、国庫支出金826億1,982万円、県支出金205億9,697万6千円、支払基金交付金912億1,947万2千円となっております。歳出では、保険給付金の医療諸費2,224億6,426万2千円、高額医療諸費144億9,780万3千円、そのほか医療給付費2億8,002万5千円となっております。賛成者多数で可決されました。

次に、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課に関する規定を整備するとともに、令和8年度及び令和9年度の保険料率の改正を行うものです。賛成者多数で可決されました。

次に、議第4号大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてです。

国家公務員等の旅費の改正に準じ、職員等の旅費等について改正するものです。全会一致で可決されました。

次に、議第5号大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定についてです。

この広域計画は総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うために基本的な指針であるとともに、大分県内全ての住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものです。賛成者多数で可決されました。

以上、令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要についての報告といたします。

次に、先般開催されました令和8年第1回杵築速見環境浄化組合議会定例会の概要について、同組合議会副議長、豊岡健太議員に報告をお願いいたします。5番、豊岡健太議員。豊岡議員。

○議員（5番 豊岡 健太君） 令和8年第1回杵築速見環境浄化組合議会定例会が、去る3月6日、日出町議会議事堂で開催されましたので、その概要について御報告申し上げます。

本定例会に上程されました案件は、議案2件であります。

はじめに、議案第1号令和7年度杵築速見環境浄化組合会計補正予算（第2号）についてであります。補正の額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,601万5千円を減額し、補正後の予算の総額を2億1,967万2千円とするものです。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金の市町負担金を570万4千円減額、財産収入の財産運用収入を15万5千円増額、繰入金を1,052万6千円減額、諸収入を6万円増額しております。歳出予算につきましては、議会費を76万2千円減額、総務費を423万1千円減額、衛生費の清掃費を1,102万2千円減額して計上するものです。また、繰越明許費として、管理棟LED化事業478万5千円計上するとともに、債務負担行為補正として、業務用薬品購入費を1,973万8千円計上しております。以上、補正予算に関する議案につきましては、慎重審議の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第2号令和8年度杵築速見環境浄化組合会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,117万5千円とし、前年度から52万8千円の増額するものとなっております。

歳入の主なものとして、分担金及び負担金のうち市町負担金を1億9,153万円、事業費補正負担金を1,719万9千円、改修工事費負担金を1,027万4千円、使用料及び手数料を353万7千円、国庫支出金を513万7千円計上するものとなっております。歳出の主なものとして、総務費の一般管理費を2,719万6千円、衛生費の清掃施設費を1億8,594万1千円計上しております。また、施設改修の事業費として、し尿処理施設整備費を1,541万1千円計上しております。議案第2号につきましても、慎重審議の結果、全会一致で可決いたしました。

以上、令和8年第1回杵築速見環境浄化組合議会定例会の報告を終わります。

---

## 委員長報告

○議長（金元 正生君） これより委員長報告を行います。

今期定例会で、それぞれ所管の常任委員会等に付託された議案、事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長 多田利浩議員。多田委員長。

○総務産業常任委員長（多田 利浩君） 令和8年第1回定例会、3月4日に開催された総務産業常任委員会の報告です。

まずは当委員会に付託された議案等の審査についてです。

議案第11号日出町職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院及び大分県人事委員会勧告を受けて、職員の子供の扶養手当の額を改正を行うものです。全会一致で可決です。

議案第13号日出町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、消防本部、消防団から

緊急の連絡に備えて正規の勤務時間外に対応することを命じられた職員に対して支給する特殊勤務手当を新設するものです。全会一致で可決です。

議案第14号日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部の改正について、消防団員の現行出勤報酬の対象外となっている特別点検をその対象とするなど、消防団員の処遇改善を目的としています。全会一致で可決です。

議案第15号日出町手数料条例の一部改正について、コンビニエンスストアで取得できる住民票の写しや印鑑証明などの各種証明書の手数料を減額することで、利用の促進、住民サービスの向上、窓口業務の軽減を図るものです。全会一致で可決です。

議案第16号日出町火入れに関する条例の一部改正について、杵築速見消防組合火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、日出町火入れに関する条例の一部を改正するものです。全会一致で可決です。

議案第17号日出町行政組織条例の一部改正について、タウンプロモーション業務を統合し、タウンプロモーションの推進体制を整備し、名称についても改正するために条例を提出するものです。全会一致で可決です。

議案第18号日出町行政手続条例の一部改正について、行政手続法の改正で不利益処分の意見陳述手続における公示送達の方法が見直され、法令に基づく処分と条例などに基づく処分の手続の整合性を確保するため条例を改正するものです。全会一致で可決です。

議案第19号日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を考慮しつつ、会計年度職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の範囲を改正するものです。全会一致で可決です。

議案第22号第6次日出町総合計画について、これは日出町の将来を見定め、方向性や具体的な目標をまとめた計画です。全会一致で可決です。

議案第23号連携協約の一部変更に関する協議について、平成28年3月に大分市を連携中枢都市として、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町で連携協約を締結し、大分都市広域圏を形成しているところではありますが、今回新たに佐伯市が加入し、また令和8年4月を始まりとする第3期大分都市広域ビジョンを作成するため、連携協約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものです。全会一致で可決です。

議案第24号佐伯市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について、議案第25号日出町の公の施設を佐伯市の住民が利用することに関する協議について、この2つの議案は、議案第23号に関連して、佐伯市民と日出町民が公共施設を相互利用することについて議会の議決を求めるものです。全会一致で可決です。

議案第26号公の施設の指定管理者の指定について、これは日出町南端コミュニティセンター、

議案第27号、同様にこれは日出町豊岡コミュニティセンター、議案第28号、同様にこれは日出町的山荘について、議案第29号、同様にこれは二の丸館について、議案第30号、同様にこれは深見記念館について、この5件のうち日出町南端コミュニティセンター、日出町豊岡コミュニティセンター、日出町的山荘の3件は令和8年3月31日に、二の丸館と深見記念館は、この2件は令和8年6月30日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了となります。最初の3件は令和8年4月1日以降、また残りの2件は令和8年7月1日以降の指定管理者を選定する必要があります。選定に当たっては、施設の性質や利用状況を考慮して、現指定管理者を引き続き指定することが好ましいと考えられるため、現指定管理者を選定の上、合意に至りました。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。5件の議案全て全会一致で可決です。

続いて、各課の事務調査についてです。

総務課からは、第51回衆議院議員選挙の結果について報告がありました。今回の小選挙区の投票率は62.15%と、令和6年の前回の選挙を5.73ポイント上回りました。県内の投票率は58.33%、全国の投票率は56.26%と、いずれも日出町が上回る結果でした。投票率の上昇の要因として、期日前投票者の多さが挙げられます。今回は日出町での過去最高を記録しました。特に10代と30代については、前回の衆院選と比較して10ポイント以上上回りました。20代も8ポイント以上上回り、若年層の投票率上昇の要因として、昨年の参院選と同様にSNSや動画サイトなどの活用が影響していると考えられる。

委員からは、議案第14号に関連して、ジュニア消防団について報酬の対象にならないか。ならないとは思いますが、現在の状況はいかがでしょうかとの質問に対して、現在ジュニア消防団は19名ですが、あくまでも防火意識を高めることを目的としていますので、本条例の対象ではありません。引き続き支援していきますとの答弁がありました。

続いて、財政課からは、役場本町舎を含む公共施設で使用する高圧電力について、12月に条件付一般競争入札を行い、業者が決定しました。

次に、風力発電を計画している業者による環境影響調査、環境アセスメント調査実施のため、2月下旬に町有地の立入りを求められました。調査時期や内容については、財政課に事前報告を求めています。2月の委員会で報告のあった9か所の町有地の売払いについて、1件の申込みがあり、残りの8件については、公募をかけて先着順で受付をするとの報告がありました。

委員からは、風力発電のアセスメントの調査結果は業者から随時提供されますかとの質問に、この1年間の調査をアセスメントとしてまとめて報告を受けます。随時の報告はありませんとの答弁でした。

政策企画課からは、ふるさと寄附金の状況について報告がありました。2月23日現在7億

425万7千円です。昨年比で1億3,503万100円の減少です。12月末現在の状況ですが、大分県内で8番目という状況です。また、株式会社サンリオエンターテイメントと日出町との包括連携協定が2月22日に締結された報告がありました。今後は、周遊観光の促進、道路整備、交通整備など、戦略本部で協議を行い、ハーモニーランドとの連携を密にしていきます。

委員からは、ふるさと納税について、リピーターを増やす工夫が必要でとの意見に、リピーターを増やすことは大切なので、積極的に取り組みますとの答弁でした。また、ふるさと納税のおせちについて、もっと早い時期での取組が必要であり、来年は早期の取組をしてほしいとの意見がありました。

次に、まちづくり推進課から、モンテモール・オ・ヴェーリヨ市との姉妹都市記念レセプションについての報告がありました。3月20日の午前にフェルナン・メンデス・ピント像の除幕式と姉妹都市記念レセプション、午後は日出町歴史資料館の平井義人館長による「ピントと日出」と題した記念講演が行われます。また、5月9日土曜日と10日日曜日に第41回城下かれい祭りが開催されることが決まったと報告がありました。

委員からは、議案第28号的山荘の指定管理に関連して、建物の耐震化工事はどうなっていますかとの質問に、副町長から、的山荘の耐震化工事の具体的な規模や金額は決まっていない段階ですとの答弁がありました。また、ひじ町ツーリズム協会について、法人化されて6年が経過しましたが、自立ができていません。今後はどうするのでしょうかとの質問に、町長から、サンリオエンターテイメントとの連携もありますし、今後は観光客を増やして、消費額も増やすことが課題です。協会組織をしっかりと刷新する必要があると考えていますとの答弁でした。

税務課からは、町県民税申告状況について報告がありました。また、地方税法改正に伴う変更点について説明がありました。これは個人住民税の控除額が緩和され、給与所得控除の最低保証額が9万円引き上げられ、74万円になり、令和9年度分より適用されます。ひとり親控除額が3万円引き上げられ、33万円になり、令和10年度より適用されます。また、軽自動車税の環境性能割が令和7年度末をもって廃止されました。

農林水産課からは、まずは緑色LED照明によるマコガレイの育成状況について報告がありました。水温の低下に合わせて成長が加速しています。緑色LED照明の使用で飼育期間を約1か月以上短縮できると考えられます。本年年明けに12センチ以上の成長が確認できたため、1万5千尾のうち2月3日に5千尾、2月17日に5,800尾を放流、城下かれい祭りで2,200尾ほど放流し、残りを大型化実証実験に使用する予定です。令和8年度も大型化実験をできる限り継続し、大型化の費用対効果についても検証していくそうです。

次に、令和8年度農林水産課重点事業について説明がありました。日出町の認知度と特産品のブランド力向上、第1次産業従事者の所得向上や地域発展活性化を目的として、情報発信を中心

とした日出町第1次産業応援プロジェクトを企画しました。内容としては、第1次産業の魅力を伝えることに特化したホームページの作成、また営農団体と役場職員、地域おこし協力隊が連携して、地域特産品やふるさと納税返礼品の開発なども検討していきます。

委員からは、ファーマーズスクールの卒業生のハウスが完成したそうですが、これから収穫できるようになるまで二、三年必要かと思われませんが、その間の支援はどのようになっていますかとの質問に、3年間は国からの支援金が出ますので、収穫ができるようになるまで支援になりますとの答弁でした。

農業委員会事務局からは、日出町農業委員会委員の任期が令和8年7月19日に満了になることから、委員の改選を行うとの説明がありました。農業委員会委員は7名で、3月に募集を行い、4月に候補評価委員会を開催し、審査を行います。評価委員会の意見を基に議会の同意を得て、町長が任命します。また、農地利用最適化推進委員も同時に募集を行います。

委員からは、大神地区に農地利用最適化推進委員の欠員があります。早急な対応をお願いしますとの意見に対して、担当地区との区長と相談しながら、欠員が出ないように努力しますとの答弁がありました。

都市建設課からは、糸ヶ浜海浜公園パークPFI事業について説明がありました。これまでの提案事業者との協議を継続してきましたが、社会経済情勢の変動により当初の事業計画の維持が困難になりました。慎重に検討を重ねた結果、現在の条件下での事業推進は困難であると判断し、協議を終了することにしました。今後は、パークPFI方式に限定せず、指定管理者制度の活用やネーミングライツの導入など、糸ヶ浜の魅力を最大限に引き出す方法を再検討します。さらに、当初民間投資で予定していた施設改修や維持管理を町が継続するために、受益者負担の最適化を図る料金改定の検討に着手します。

委員からは、料金改定は近隣の同じような施設より高めに設定するのでしょうか。また、町民に対しては町民価格のような料金を設定するのでしょうかとの質問に、町民には使いやすい料金設定を考えていますとの答弁でした。

上下水道課からは、令和7年度上下水道予算の繰越し事業について説明がありました。上下水道事業共通の事業1件、水道事業については5件、下水道事業については4件の繰越し事業について説明がありました。

委員からは、上下水道共通の事業であるウォーターPPP導入可能性調査委託業務について、上水道の民間運営委託はいかななものかとの意見に、町長からは、日出町の水道は安価な料金で良質な水を供給できていることから、民間運営を導入する考えは全くありません。また、日出町の水道事業は湧水を水源としていますが、これが未来永劫続くかどうかは継続的なモニタリングが不可欠だと考えていますとの答弁でした。

会計課からは、債権購入と債権の運用収益について報告がありました。

所管各課からの事務調査終了後に委員会で、一般社団法人ひじ町ツーリズム協会の今後の在り方について検討を行いました。協会は2019年9月に一般社団法人化されました。当初は、収益を上げて、将来は日出町からの補助金に頼らず、独立運営ができるように努力することが求められました。

しかし、法人化後6年を経過しても事業による独立ができるだけの十分な収益が上がっていないのが現状です。職員の人件費は日出町からの補助金に依存している状況が続いています。この4年間は、毎年1,514万円の補助金が出ています。ハーモニーランドのエンタメリゾート化計画で今後日出町への観光客の増加が見込まれます。事業内容の見直しも含め、協会の独立運営ができるように経営改善を図る施策を講じることが求められます。

総務産業常任委員会から要望書を出してはどうかとの意見がありましたが、改選後に同様の協会の先進地事例を研究した上で、改選後の総務産業常任委員会から協会に対して経営改善の要望書をお願いしたいと存じます。

以上、総務産業常任委員会の報告でした。

○議長（金元 正生君） 次に、福祉文教常任委員会委員長 豊岡健太議員。豊岡委員長。

○福祉文教常任委員長（豊岡 健太君） 福祉文教常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、会期日程に従い、3月5日に委員会を開催し、当委員会に付託されました議案3件、請願1件の審査結果と所管各課の事務調査について御報告申し上げます。

まず、議案第12号日出町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

子ども・子育て支援法等の改正による子ども・子育て支援金の導入に伴い、国民健康保険税率の調整を行うために条例の改正を行うものです。基礎課税分所得割8.77%、均等割2万8,300円、平等割2万3,300円とそれぞれ減額するもので、それに伴い第23条第1項及び第2項における軽減額についても改定をするものです。施行期日は令和8年4月1日とし、子ども・子育て支援分の税率については、地方税法施行令改正公布後に改正を行います。慎重審議の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第20号日出町学校給食費等に関する条例の一部改正についてです。

国による学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化の実施に伴い、町独自の支援措置を加え、学校給食を受ける児童生徒及び園児を対象とした給食費の無償化を実施するため、本条例を改正するものです。食材購入の総事業費ですが、令和8年度が約1億8千万円と、令和7年度と比較して約1,600万円増額となっており、物価高騰が大きく影響しています。なお、物価高騰の臨時交付金については、令和8年度のみのものであり、今後国が中学校の給食無償化に取り組む見込みもあるので、国の動向を注視しながら令和9年度以降も継続できるよう取り組

んでいくとのことでした。慎重審議の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第21号日出町奨学金支給条例の廃止についてです。

令和8年度から日出町奨学金の内容を含む日出町入学祝金支給事業を実施することに伴い、日出町奨学金支給条例を廃止するもので、奨学金支給に関する事務はマイナンバーの独自利用事務であったことから、独自利用条例を改正するものです。慎重審議の結果、全会一致で可決です。

次に、請願第1号埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についての請願についてです。

請願事項としましては2つあり、日出町の埋葬に関する条例の一部を改正し、町内において行う埋葬は全て焼骨（火葬後の遺骨）を対象とするものとし、土葬、その他焼骨以外の埋葬を行ってはならないということ。もう一つは、災害、その他やむを得ない特別の事情がある場合で、町長が公衆衛生上支障ないと認めたときはこの限りではないとするものです。昨年6月議会において同様の内容の陳情が、また昨年12月議会においても同様の内容の請願が出され、ともに賛成少数で不採択となりましたが、今回も請願として出され、付託先の当委員会で審査を行いました。

この問題については、今定例会において森議員の一般質問でも取り上げられ、他の自治体の例を挙げ、焼骨のみとする条例を制定する考えについて町長に聞きました。少し長くなりますが、町長は焼骨のみとする条例は制定すべきという気持ちはあるが、乗り越えなければならないハードルが非常に多く、慎重な検討が必要である。例えば、土葬を禁止して火葬のみとする条例を制定する場合、憲法第94条及び地方自治法第14条に違反している可能性が高い。憲法94条には、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行できる機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる定められている。また、地方自治法第14条の1項には、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定できるという条文もある。土葬を禁止し、火葬のみとする個人の自由を制限する条例を制定する場合、これは上位法である墓地埋葬法に関する法律に従わなければならない。法律で認められている土葬を禁止し、火葬のみとする規制条例は、先ほどの憲法94条及び地方自治法14条に違反する可能性が高い。規制条例の合憲性や適法性の観点から、違憲や違法という理由で訴訟を起こされる可能性が高くなることから、町のトップとして安易に日出町をそのようなリスクにさらすわけにはいかないという強い責任を感じている。この規制条例制定については、国が埋葬を火葬のみとするか、国が土葬禁止区域を制定するなど、墓地埋葬法を改正した段階で検討していきたいと考えているとの答弁でした。

これを踏まえ、請願の付託先である福祉文教常任委員会において、委員から幾つか意見が出されました。まず、日出町に新しい土葬墓地は必要ないと当初から考えは変わっていない。しかし、今定例会の一般質問での町長の答弁を聞く限り、法律が変わらない限り条例の制定はしないと結

論が出ている中で請願を採択するのは、請願者や多くの署名された方々に変に期待を持たせてしまわないかと考えている。議会最終日に詳しく討論したいといった意見や、一般質問における町長の答弁で請願が上がってくることで自体が混乱の元になっているという発言があったが、そうすると請願自体が何のために出されているのかという根本的な問題となってくる。町長の発言を聞いていると、このままただただムスリム教会が裁判を起こさないよう祈っているだけのように感じる。問題なのは、町長が変わった途端に180度政策も変わったように、安部町長がいる間は土葬墓地はできないかもしれないが、将来もできないという保証はない。これらを踏まえ、最終日に討論したいといった意見が出ました。

慎重審議の結果、請願第1号については賛成少数で不採択となりました。

以上、当委員会に付託されました議案3件、請願1件の審査結果の御報告といたします。

次に、所管各課の事務調査についてです。

はじめに、教育総務課からは、議案説明のほか、学校体育館の空調設備整備について、設計業務の委託業者が決まった旨の説明がありました。日出中学校、大神小学校と日出町中央体育館の3施設については、指名競争入札を行い、株式会社矢野設備設計が落札しました。契約金額は1,012万円で、履行期間は令和8年5月18日までとなっています。それ以外の6施設、豊岡小、日出小、藤原小、川崎小、大神中、川崎体育会についても指名競争入札を行い、株式会社アクリア設計が落札し、契約金額は1,925万円で、履行期間は令和8年8月14日までです。その他、予備費充用について説明がありました。

次に、学校給食センターからは、給食費無償化に関する議案の説明がありました。

委員から、財源が厳しい中での取組となるため、品数や味の低下につながるようなことはないかとの質問に対し、保護者宛ての文書には、「無償化後も給食の質を維持し、これまでどおり安心安全でおいしい給食づくりに取り組んでまいります」という文言も入れており、予算要求が必要なときはしていくとの回答でした。

次に、学校教育課からは、日出町標準学力調査の結果について報告がありました。令和7年12月に、小学校は4年、5年、6年生を対象に国語、算数、理科の3教科、中学校は1年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の5教科について調査を行いました。今年度は、小6の国語、理科の活用、中1の社会、理科、英語、中2の英語の活用で、全国正当率を下回っています。中学1年生についてですが、これまで複数の教科で全国平均を下回る結果が続いていましたが、昨年度の小6のときと比較すると、数学に続き、新たに国語が全国正当率を上回り、理科においては全国平均に近づいています。本調査を受け、2月にワーキンググループ会議を開催し、日出町の課題の分析、今後の対策について協議を行い、日出町学力向上推進委員会において、町内の小中学校で成果や課題等を共有するとの説明がありました。

次に、社会教育課からは、襟江亭母屋解体保存工事について説明がありました。12月13日に現地見学会を開催し、約130人の方が参加し、襟江亭の歴史や調査、評価、保存工事の概要についての説明をしながら見学会を行ったとのことでした。

そのほか、2025年度県郡市対抗駅伝競走大会や、ポルトガルのモンテモール・オ・ヴェーリョ市との姉妹都市記念文化講演会について説明がありました。

次に、町立図書館からは、図書館の利用状況や図書館アンケート調査結果の説明がありました。アンケートの中には厳しい意見等もありましたが、御意見を伺いながら改善すべきところは改善していきたいとのことでした。

次に、住民生活課からは、議案説明のほか、3月13日から適用となる粗大ごみに貼る400円のステッカーについて説明がありました。

次に、介護福祉課からは、物価高騰対策高齢者商品券配布事業について説明がありました。予算常任委員会で説明がありましたが、その際、令和8年2月1日時点において65歳以上の方を対象として、ひじまちKIRARIプレミアム商品券を活用して5千円分を配付する事業としていましたが、同い年でもらえる人ともらえない人が出るのは不公平に当たるという指摘があったことから、令和8年4月1日までに65歳の誕生日を迎えられる方を対象として配布したいとの説明がありました。

そのほか、日出町重度身体障害者福祉タクシー料金助成の見直しについて説明がありました。名称を日出町重度身体障害者福祉タクシー料金助成から、日出町心身障害者福祉タクシー料金助成に改め、精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級に該当する者を追加しました。令和8年2月1日現在、対象者は17名とのことでした。

次に、子育て支援課からは、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度について説明がありました。令和8年4月より開始するこども誰でも通園制度ですが、利用料金は1時間300円で、1月当たり10時間まで利用でき、最大で3千円です。認定予定事業者は、豊岡保育園、暘谷保育園、藤原こども園、日出やまこども園で、3月中旬より受付を開始し、4月1日より利用できるよう認定するとのことでした。

そのほか、予防接種による健康被害についてや、うのスマイル児童クラブの施設整備について説明がありました。

最後に、健康増進課からは、議案説明のほか、令和8年4月からの高齢者肺炎球菌予防接種の変更について説明がありました。従来のワクチンから、より高い効果が期待できるワクチンに変わる予定ですが、これに伴いワクチン価格が上昇したため、委託料及び自己負担額が変更となります。委託料は7,965円から1万1,720円に、自己負担額は2千円から4千円に変わるなどの説明でした。

以上、今定例会において福祉文教常任委員会に付託されました議案等の審査結果及び所管各課の事務調査の結果といたします。

○議長（金元 正生君） 次に、予算常任委員会委員長 岡山栄蔵議員。岡山委員長。

○予算常任委員長（岡山 栄蔵君） 予算常任委員会の御報告をいたします。

当委員会は、2月26、27、3月2日、9日に委員会を開催いたしました。

今定例会に付託されました議案は、承認1件、議案10件です。順次その議案の説明と審査結果を御報告いたします。

まず、承認第1号令和7年度日出町一般会計補正予算（専決第1号）についてです。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和8年1月23日付で専決処分を行っております。

補正額は1,419万3千円、総額を154億3,119万7千円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出は衆議院選挙に係る経費であり、歳入は県支出金となっております。

歳出の主な内容は、人件費や通信運搬費等となっております。

審査の結果、全会一致で承認です。

続きまして、議案第1号令和7年度日出町一般会計補正予算（第7号）についてです。

既定の歳入歳出予算から11億4,022万7千円を減額し、総額を142億9,097万円とするものであり、昨年度同時期と比較して0.5%、6,945万8千円の減額となっております。また、繰越明抛費として基幹業務システム標準化事業など18事業3億7,235万円を計上し、地方債補正として5億7,510万円を減額しております。審査の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第2号令和7年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

既定の歳入歳出予算に505万6千円を追加し、総額を31億4,839万4千円とするものであります。

補正の内容は、歳入では国民健康保険税の増額、歳出では予備費の増額等となっております。審査の結果、賛成多数で可決です。

次に、議案第3号令和7年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算から2,540万円を減額し、総額を27億9,513万1千円とするものであります。主な補正といたしましては、歳出では決算見込みに伴う保険給付費の減額であり、歳入では歳出の減額に伴う負担割合に応じて国県支出金等を減額しております。

また、サービス事業勘定では、56万9千円を減額し、総額を2,901万4千円とするものであり、決算見込みに伴う人件費の減額等であります。審査の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第4号令和7年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。既定の歳入歳出予算に1,932万3千円を追加し、総額を5億4,280万1千円とするものです。

補正の内容は、保険料収入の増による広域連合納付金の増額であります。

審査の結果、賛成多数で可決です。

次に、議案第5号令和8年度一般会計当初予算の総額は、前年度から1,200万円、0.1%減の141億8,800万円とし、昨年度とほぼ同規模となっております。令和8年度が第6次日出町総合計画スタート元年となることから、SDGsの推進や子どもを育む環境の整備など5項目を重点施策とした予算編成となっております。審査の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第6号令和8年度日出町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度から2,921万円、0.93%減の30億9,615万2千円としています。

被保険者数等の減少により、歳入では保険税県支出金繰入金、歳出では事業費納付金がそれぞれ減少しておりますが、新たに県への償還金を計上しております。慎重審議の結果、賛成多数で可決です。

次に、議案第7号令和8年度日出町介護保険特別会計予算ですが、まず保険事業環状において、予算総額は1,876万6千円、0.7%増の27億1,767万3千円としております。

第1号被保険者等に大きな増減はありませんが、歳入では支払基金交付金や繰入金、歳出では総務費や保険給付費等がそれぞれ増額しております。

また、介護サービス事業勘定では、予算総額は345万3千円、11.67%増の3,303万6千円としております。これは会計年度任用職員の人件費の増額に伴うものであります。審査の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第8号令和8年度日出町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億776万9千円、20.68%増の6億2,893万5千円であります。これは歳出における広域連合納付金の増額に伴うものであります。審査の結果、賛成多数で可決です。

次に、議案第9号令和8年度日出町水道事業会計予算についてです。

収益的収入は4億5,108万3千円であり、前年度比較1,196万5千円の減額となっております。

主な要因は、給水収益における水道基本料金6か月分減免や、ウォーターPPP導入調査業務が単年度事業であるため、補助金が2千万円の減額となっております。

収益的支出は4億2,704万9千円、前年度比1,571万8千円の減額となっております。

主な要因は、減価償却費の減額となっております。

次に、資本的収入は4億1,600万3千円で、前年度と比較すると企業債の増額に伴い1億

904万7千円の増となっております。

資本的支出は5億3,462万9千円で、前年度と比較すると2,368万2千円の増額となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億1,862万6千円につきましては、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額当年度分損益勘定留保資金減債積立金で補填することとなっております。審査の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第10号令和8年度下水道事業会計予算についてです。

当初予算の収益的収入は6億8,363万7千円であり、前年度比6,596万8千円の減額となっております。雨水処理負担金国庫補助金の減額が主な要因となっております。

次に、収益的支出は6億7,805万8千円であり、前年度比6,814万7千円の減額となっております。雨水管渠費業務費の減額が主な要因となっております。

続いて、資本的収入は6億5,666万8千円で、前年度と比較すると資本費平準化債の減額に伴い、2億2,108万8千円の増となっております。

次に、収益的支出は8億3,671万3千円であり、前年度比2億2,295万1千円の増額となっております。処理場建設費、汚泥脱水機更新等の増額が主な要因となっております。

収入が支出に対して不足する額1億8,004万5千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。慎重審査の結果、全会一致で可決です。

以上が予算常任委員会の報告といたします。

○議長（金元 正生君） 次に、議会活性化特別委員会委員長 森昭人議員。森委員長。

○議会活性化特別委員長（森 昭人君） それでは、3月9日に開催いたしました第2回議会活性化特別委員会の審査内容について御報告いたします。

当委員会では、最後の協議事項として、決算委員会の在り方や審査方法について協議をいたしました。とりわけ審査における執行部の説明資料と主要施策報告書についてですが、次年度新たな議会におきまして、一般会計項目別主要施策の事務事業の内容の欄に、事業の概要や前年度決算額などを追記することや、事務事業評価シートを活用し決算審査の充実、効率化を図るという方向性を確認をしたところであります。

なお、新たな決算審査は、事務処理の都合により令和8年度予算の決算審査からということになります。

また、政務活動費と視察研修費についてであります。初日に申し上げましたとおり、委員会ごとの視察研修を廃止し、政務活動費を支給して、その範囲内で個人や施設のグループ、あるいは会派制を導入すれば、会派ごとに研修するなど、政務活動費と視察研修の在り方を抜本的に見

直すということで、意見の一致を見たところであります。

具体的な取組については、次年度以降、こちらも新たな議会に引き継ぐということになるかと思っております。

以上、甚だ簡単ですが、議会活性化特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（金元 正生君） 次に、議会報編集特別委員会委員長 阿部真二議員。阿部委員長。

○議会報編集特別委員長（阿部 真二君） それでは、議会報編集特別委員会の御報告を申し上げます。

議会報編集特別委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席の下、3月9日に委員会を開催し、ひじ議会だより143号の問題点の確認、また、本定例会の内容を報告するためのひじ議会だより144号の編集日程について協議を行いました。

143号の問題点として、特集記事として掲載した県内初の通年会期制導入について、本定例会で上程される条例制定を待たずに掲載してしまい、大変申し訳ございませんでした。今後は、副議長、議長の承認を得るなど対策を講じてまいります。

144号については、改選後の発行となるため、改選後の新メンバーに託したいと思います。

以上、甚だ簡単ではございますが、議会報編集特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、今回で議会報編集特別委員会を廃止され、来年度より広報広聴常任委員会となることをお知らせいたします。4年間ありがとうございました。

○議長（金元 正生君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

お諮りします。会議の途中ですが、ここで休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、休憩します。11時10分より再開します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（金元 正生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 委員長報告に対する質疑

○議長（金元 正生君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） なければ、これで質疑を終わります。

.....

## 討論

○議長（金元 正生君） これより討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、岡山栄蔵議員。

○議員（4番 岡山 栄蔵君） 4番、岡山栄蔵です。上程されました請願1号について、反対の立場で討論いたします。

本題に入る前に、この問題は大きく見て日出町の土葬問題として上げられてますので、私の考えとしては、日出町に新たな土葬墓地は要らないということを前提に討論したいと思います。

傍聴の方々、そしてユーチューブで録画配信等を見られている方は、令和4年第2回定例会最終日に阿部真二議員と連名で修正動議を提出しています。なぜ必要がないのか、議会議事録にて確認していただくと幸いです。

まず、この請願の内容については、私自身非常に重要なことだと理解しております。署名された私ども議員の諸先輩方、議友会の方々や、条例や上位法を熟知されている役場OBの方や自治会区長の方など、日出町の発展に必要な方々の署名は非常に重く感じております。だからこそ、私たち議員は感情的にならず、慎重にあらゆることを想定しながら協議をしなくてははいけません。

一昨年の町長選のときには、住民に対して不安を煽るような墓地建設の全く異なっただうわさ話を立場のある方々が広められていました。また、今年の衆議院選挙でも、土葬墓地問題について真実ではないうわさ話がSNSやインターネット番組で取り上げられていました。ここ日出町では、3月24日が告示とされております。この時期に事実と異なる現職議員の立場を陥れるような話も聞こえてきます。公職選挙法第235条に該当するものであり、4月以降しかるべき対応を取ろうと私自身考えております。全国的に注目を集める明るい話題ではないですが、当事者、町としてしっかり協議し、真実を発信していく必要があります。

次に、私の反対の理由ですが、以前から所管委員会でも申し上げましたとおり、現在、日出町にある大分トラピスト修道院では、県の許可を得て土葬を行っております。条例を改正するに当たり、既存墓地との整合性はどう考えているのか、紹介議員からの説明は、インターネットで調べた限りでは、大分トラピスト修道院は火葬に移行してもよいという旨の説明が紹介議員からありました。説明があった翌日、その説明に違和感を感じた議員が修道院に実際に伺い、火葬について話を聞いた結果、火葬への変更する考えはないとのことでした。紹介議員は、インターネットで調べた結果や第三者から聞いたうわさ話であり、問題視をした議員は現地に向い話を聞いている。また、紹介議員は今回、わざわざ今定例会中に問題の結果を不服と思いながら、チラシにまとめ、配られていました。私には一方通行にしか見えません。議会は二元代表制です。これまでの結果も民意です。皆さんは、この行動や結果をどう捉えますか。

先日、森議員の一般質問で、町長答弁であったとおり、既存墓地との整合性を無視し、訴訟の

リスクがある中で、条例変更は本当に正しいのかと町長も答弁をされていました。また、日本国憲法第20条にあるように、信教の自由、何人に対しても信教の自由を保障し、信仰の強制を禁止するとあります。整合性を無視して進めていくことは、あまりにも感情的ではないか。

また、請願を仮に採択しても、現議会の任期は4月6日までです。これは提出者だけの問題ではなく、日出町に住む多くの町民の皆様にも関わることです。任期まで残り3週間、この問題を解決する時間があるとは思えません。当然ですが、継続審査もできない、提出者に対しても、日出町に住む方々に対してもそんな無責任なことはできません。

このような理由から、この請願に対して私は反対の立場といたします。

最後に、私はこの4年間、問題提起を行った際は、最後までしっかりと責任を持って、当事者のため、町のため、多くの問題解決を行ってきました。紹介議員の工藤議員におかれましては、任期最後の定例会にこれだけ町にとって重要な問題提起をしていただき、昨日から配られているチラシの内容にもあった地元の太陽光問題も解決されないまま、途中で投げ出す無責任なことはしないでしょう。議長経験者という大きな責任を持って、来る3月29日の審判を我々議員と同様にしっかりと受けていただき、この問題解決の先頭に立って、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、工藤健次議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 13番、工藤です。請願1号については、これまで一貫して土葬に反対をしていますので、請願には賛成です。賛成討論を行います。

請願書については、本年2月9日に日出町議友会会長、大分県漁業協同組合日出支店運営委員長、日出町里山を愛するガイドの会会長外7名の方から埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についてが提出されました。

ところが、議会運営委員会では、紹介議員の私を2度にわたって委員会に呼んで、請願書を提出した団体がみんなの総意ですか、提出者を委員会に来てもらって総意か確認をするなどのことを言われました。私はこの発言で、紹介議員や請願者を疑うなど、日出町議会はいつのまにか前代未聞のことをする議会になったことに違和感を通り越して、恐怖感を覚えました。この後、議運のメンバーが団体の代表に電話を入れて確認をしています。この連絡を受けて、気分を害されたこと、それから御迷惑をおかけしたことを一人一人回って、深くおわびをしまいいました。なぜこのようなことになったのか、紹介議員として、また議長経験者として責任を感じているところです。議会制民主主義の根幹を揺るがす大変大きな問題と、重大な事件と判断した次第です。このようなことをする議会が全国のどこにあるのでしょうか。請願内容の審査よりも、紹介議員と提出者を疑うなどは、私は言語道断です。このようなことをする時間があれば、請願事項を日

出町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例の条文を追加したときにどうなるかとか、法律の専門家を委員会に招致して検討するとか、このようなことを行い、検討しましたか。行ったのであれば、討論をしてしっかり説明をしていただきたいと思います。議会の状況が町民の皆様に見えないです。

さらに、議会運営委員会のメンバーは、請願の反対理由を町長が言ったからとか、土葬している施設が協力できないと言っているなどを理由として挙げています。町民の代表を忘れていませんか。私は、4期16年間、強い信念を持って議員活動を行ってまいりました。議員としてのこの最後に、このような屈辱感を味わうことになるとは夢にも思っていませんでした。非常に情けなく、悲しい、寂しい思いをしています。

条例の整備は、既存の施設に規制をかけるわけでもないし、規制区域とかいろいろ検討すればできると思うんです。将来を心配して、町民の切実な願いの声です。議員各位は総合的に判断して、誤りのないようにしていただきたいと思います。長い間、大変お世話になり、ありがとうございました。水源の安定確保、それから漁業の風評被害など多くの問題があるので、私はこの請願には賛成です。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に反対者の発言を許します。12番、池田淳子議員。

○議員（12番 池田 淳子君） 12番、池田淳子です。令和8年第1回定例会において提出されました請願第1号埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についての請願につきまして、採択することに反対の立場から討論をいたします。

ただいま、工藤議員から議会運営委員会に対しての苦情がございましたが、議会運営委員会の委員長として責任を持って議会運営を行ってきたところであります。これまでに発言をしていただいた工藤議員につきましては、もろもろ虚偽の説明等がございましたので、そこを確認いたしたく、そういった行動に至ったところでございます。そのことを十分御承知いただきたいと思います。

本請願は、埋葬は焼骨のみとするよう条例整備を求めるものであります。委員長報告にもありましたように、同様の内容の陳情が昨年6月議会で提出され、また昨年12月議会でも同様の内容の請願が提出され、どちらも賛成少数で不採択となっておりますが、不採択とした議員が土葬墓地計画に賛成しているわけではないということを強く申し上げておきます。

また、安部町長も日出町には大規模土葬墓地は必要ないと一貫しておっしゃっており、現に当選直後には計画地の町有地を売却しない旨を先方に伝え、文書も送付しております。今後においても、土葬墓地計画に対し、決して許可することはないと強く明言しておられます。

そのことを踏まえ、委員会において審査を行う立場として、まず重視すべきは現行制度との整合性であると考えます。墓地埋葬等に関する法律は土葬を一律に禁止しておらず、許可制の下で

適正に管理する制度となっております。現在、日出町においても、県の許可を得て長年運用されてきた施設があり、重大な公衆衛生上の問題が生じた事実は確認されておりません。そのような中で条例により土葬を原則禁止とするのは、制度との整合性、既存許可との関係、行政運営の安定性の観点から、慎重であるべきと考えます。

また、請願事項の②に前項の規定にかかわらず、災害、その他やむを得ない特別の事情がある場合で、町長が公衆衛生上支障ないと認めたときはこの限りではないとありますが、その判断基準が明確に示されなければ、行政裁量の範囲が不明確となり、それこそ町長によって判断が変わってくるおそれがあるのではないのでしょうか。

令和3年3月1日、当時、私は議長の立場として、国に対して意見書を提出いたしました。内容は、国の責任において外国人の墓地建設に関して国が主導的にガイドラインを設けること、2つ目は、国は大きな問題が地方自治体に発生した場合は、積極的にとりなし、助言等を行うことというものであります。内容はともあれ、今後も国に対し意見書を提出するなどの行動を起こしていくことも必要であると考えます。

議会の判断は、その時々感情や空気ではなく、客観的事情と法制度に基づき一貫して行われるべきものと考えます。よって、請願の趣旨には添い難く、採択とすることに反対するものであります。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番、森昭人議員。

○議員（14番 森 昭人君） それでは、請願第1号埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についての請願に対する賛成の立場から討論を行っていきます。

まず、本請願の討論に入る前に、議会運営の観点から1点申し上げておきたいと思います。それは、先般、全員協議会において、協議会の終了間際に町長から「ちょっといいですか。今日、森議員の一般質問にはお答えしたんですけど」と発言があり、本請願、すなわち埋葬を焼骨とする条例の制定を求める請願について、判断材料としてという前置きの下で見解が述べられました。私は、この発言内容そのものの是非というよりも、その場面と性格について議会の立場から一定の整理が必要ではないかと考えております。

まず、申し上げておきたいのは、私自身、今回の一般質問を請願の判断材料とすることを目的に行ったものではありません。実際に、一般質問の通告書を提出した後にこの請願が提出されていることを知ったという事実があります。もちろん、一般質問におけるやり取りを請願審査の参考にするかどうかはそれぞれの議員の判断に委ねられるものであり、それ自体は議員の自由であります。

しかしながら、だからこそ執行機関の長である町長が請願の可否に関わる事項について判断材料として見解を述べることは、その意図がどうであれ、結果として議員の判断に影響を与えるも

のと受け止められる可能性があることは否定できないのではないかと考えています。

また、発言の中では、この土葬墓地の問題は、基本的にも日出町の中ではもう落ち着いた話で、何で今さらそれを蒸し返すのかといった趣旨の発言がありました。私は、行政としての見解を示されること自体を否定するものではありません。しかし、住民の皆さんから、これ、議運で諮って、正式に請願として提出され、その内容について議会として審査している最中において、蒸し返すという表現で議論そのものを否定するような受け止め方が広がることは、議会における審査の意義や役割との関係、そして請願制度の趣旨との関係においても、やや慎重さを欠くものであったのではないかと感じております。

さらに、町長の発言の中で、埋葬を焼骨とする条例を制定すれば、上位の墓地埋葬法に違反する、訴訟になれば負ける可能性が高いといった趣旨の発言もありました。そして、私が最後に、「完全に違法だと断言されるのですか」とお尋ねしたところ、町長は「違法ですよ、どこが違法じゃないんですか」という発言でありました。

しかしながら、法律問題というものは、本来、条文の規定だけでなく、その制度の趣旨、判例、さらには各自治体における制度運用なども踏まえながら慎重に検討されるべき性格のものであります。少なくとも現時点において、この問題についてそのような法的結論が確定しているわけではありません。違法であると断定的に述べられる性格のものではないと私は考えております。むしろ、自治体の制度設計の在り方については、法律の枠組みの中で様々な検討が行われているのが実情であります。

私がこの埋葬を焼骨のみとする条例について、本格的な検討が必要ではないかと考える理由、その一つが他自治体の制度設計の在り方にあります。例えば中津市では、いわゆる独自条例ではなく、墓地埋葬等に関する法律施行条例という形式で制度を整備しています。施行条例とは、上位法の趣旨や目的を踏まえ、法律を地域の実情に合わせて具体的に運用するための基準を定めるものであります。つまり、法律と対立するものではなく、法律の枠組みを地域行政として具体化する制度として位置づけられています。

私は先般、2月6日ですけれども、中津市を訪問し、勉強をさせていただきました。実際に中津市では、条例の制度設計に当たり、墓地埋葬等に関する法律の第1条に規定されている目的規定、すなわち宗教的感情に適合しつつ、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われることという趣旨、また同法第19条の公衆衛生、その他公共の福祉の観点から必要がある場合には、墓地や火葬場の施設の使用制限や禁止などの措置を命じることができるという規定を制度の重要な根拠として整理しているという説明がありました。中津市では、このような法律の趣旨や規定を踏まえ、地域における埋葬の在り方について、行政として一定の基準を示すことは制度上可能であるという考え方の下、墓地埋葬等に関する法律施行条例として制度を整備していると

いうことであります。その上で、実際に中津市では、この施行条例の中で埋葬禁止区域という仕組みを設け、細則において市内全域を指定することにより、原則として焼骨のみを埋葬できる制度を運用しているということでもあります。このことは、上位法が存在するから条例の意味がなくなるということではなく、むしろ上位法の枠組みを地域の中で具体的に運用するために、条例が必要となる場合もあることを示す一つの事例ではないかと考えています。

ここで、今回の問題の本質についてもう一点申し上げておきたいと思います。今回の議論は、宗教の問題そのものを議論しているものではなく、むしろ自治体としての制度設計の問題であるという点であります。墓地埋葬等に関する法律は、埋葬や墓地の設置について許可制を採用していますが、その具体的な判断基準について、各自治体の条例や規則によって整備されているのが一般的であります。議会では、自治体がどのような基準で墓地を許可するのかという制度設計は、地域行政の重要な役割であるということでもあります。今回の問題の経緯を見ますと、当初、墓地計画に関する協議や説明会などの手続が進められてきた背景には、行政として明確な判断基準が存在していなかったという事情もあったのではないかと考えています。もし自治体として明確な基準が存在していれば、行政としての判断も、住民の皆さんの理解の在り方も、また違った形になっていた可能性があるのではないかと考えています。

また、今回の問題を考える際には、現実的な行政判断の背景についても触れておく必要があるのではないかと考えています。町長の発言も「波風を立てていただきたくない」という発言を踏まえると、仮に条例を制定した場合、別府ムスリム教会との間で訴訟に発展する可能性があることを懸念されているのではないかと推察しております。確かに行政として訴訟リスクを考慮すること自体は不自然なことではありません。しかしながら、仮にこれまでの行政手続の過程において、何らかの瑕疵や不十分な対応があったのであれば、その責任を行政として引き受けるのは当然のことであり、町長の発言、ちょっとこれ、言うのはばかかんですけども、完全撤退というのを待つという形で問題を先送りすることが果たして適切な行政の姿勢と言えるのかという点について、私は率直に疑問を持っております。

そして、この問題を整理するためには、少なくとも3つの点に分けて考える必要があると私は思っています。第一に、先ほど来、お話に出ておりますけれども、トラピスト修道院の修道者や会員の方々に関する埋葬の取扱いであります。日出町では、当時、県の許可を受ける形で土葬が認められており、現在においても土葬が行われているという事実があります。これは、日出町において土葬が歴史的経緯の中で一定の条件の下、認められてきたという行政の実態を示すものであります。第二に、別府ムスリム教会の方々とのこれまでの協議や手続の経過に対して、行政としてどのような責任を整理するのかという問題であります。そして第三に、将来に向けて日出町として墓地や埋葬に関する基準をどのように明確にするかという点であります。これら3つの問

題は、本来それぞれ性格の異なる問題であり、一つ一つ整理しながら解決していくべき課題であると私は考えています。しかし、これらを曖昧なままにしたままでは、結局のところ問題は先送りされるだけで、将来にわたって同じような議論を繰り返すことにもなりかねません。だからこそ、今回の請願が提起している条例制定を含めた制度の検討という問題は、過去の経緯を整理し、現在の行政責任を明らかにし、そして将来の基準を整えるという意味において、行政と議会の双方にとって避けて通ることのできない重要な論点を提起しているものではないかと私は受け止めています。

長くなりましたが、以上の理由から、私は本請願について、地域における埋葬の在り方を改めて検討する契機とするためにも、賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番、阿部真二議員。

○議員（8番 阿部 真二君） 8番、阿部真二です。請願第1号に対して反対討論を行います。

請願第1号埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についての請願に対して、反対の立場で行います。

先ほど来、岡山議員、池田議員が反対討論を行いました。私もあくまで大規模土葬墓地の建設に賛成しているわけではありません。最初から反対しております。その前提で、本件は先日の森議員の一般質問の際に、町長が答弁した内容が全てだと思います。ここで、そのときの答弁の一部を紹介させていただきます。

この条例自体は憲法に違反してはいけません。そして法律に違反してはいけません。そういうことがうたわれております。例えば、土葬を禁止して火葬のみとするという条例を制定する場合、日本国憲法第94条及び地方自治法第14条に違反している可能性が高いというふうに考えられます。憲法第94条には、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるものと定められております。また、地方自治法第14条の第1項には、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し、条例を制定できるという条文もあります。ここで、土葬を禁止し、火葬のみとする個人の自由を制限する条例を制定する場合、これは上位法の墓地埋葬法に関する法律に従わなければなりません。その墓地埋葬法はどのようなことを言っているかということ、死体を葬る方法として、土中に埋める埋葬と火葬場で焼く火葬が認められているということでございます。この法律で認められている土葬を禁止し、火葬のみとする規制条例は、憲法第94条及び地方自治法第14条に違反する可能性も高く、また個人の自由を著しく制限する規制条例というものは、憲法11条の基本的権利の享有を妨げる可能性もあるということでございます。ここで、「立法法務の基礎」という書籍があります。そこから引用させていただきます。

すが、「規制条例の制定については、政策妥当性を裏づける事実と適法性を裏づける事実を慎重に検討しなければならない。」というふうにされています。特に規制条例の場合、憲法上の人権を抑制することになりますので、その規制目的を採用しようとする行政手法の合理性を裏づけるための精緻な資料やデータが必要になる。そのようにして、まずは規制条例の合憲性や適法性の観点から、やはり慎重に検討を行わなければ、違憲や違法という理由で訴訟を起こされるという問題が発生する可能性が高くなってきます。私自身、町のトップとして安易に日出町をそのようなリスクにさらすわけにはいかないという強い責任を感じているところでございます。

このように町長は森議員の一般質問に対して答弁をしております。

焼骨のみとする旨の条例は、違憲、違法であり、制定することは困難です。仮に制定した場合、訴訟を起こされると敗訴すると弁護士の方から告げられています。敗訴した場合、逆に町内に土葬墓地を造らざるを得ない状況に追い込まれてしまう大きなリスクが発生します。そうになると、行政、議会に対しての町民の信頼を損なうことにもなりかねません。よって、請願第1号埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例についての請願については、反対します。

以上です。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、多田利浩議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 1番、多田利浩です。今回の請願第1号について、賛成の討論を行います。

昨年の6月の議会で、提出者4名による趣旨、同内容の陳情が提出されました。このときは、賛成3名、反対11名で不採択となりました。

12月の議会では、同様に、請願では4名の提出者、さらに382名の賛同者名簿が添えられて、同内容のものが提出されましたが、この際は賛成5名、反対9名で不採択となりました。

また、今回の定例会でも同内容のものが、議友会の方含む3団体と7名の個人から提出されております。趣旨としては、日出町における公衆衛生の確保、2番目に環境の保全、地域住民の安全な生活環境の維持、これらを図るために、町内で行われる埋葬方法を明確化するものである、こうあります。私、これに賛成です。明確化すべきだと思います。

一昨年の町長選で、4千対8千、この投票の数が私は民意だと思っています。安部町長は土葬墓地に反対します。こういうことで8千の方が民意、土葬は反対です、安部町長ぜひ、安部さん町長になって、ぜひ土葬墓地に反対してくださいというのが私は民意だと思っておりました。

今回、時間を考えると、これを継続審査するとか、採択になってもどうするかというのは難しい問題だとは思いますが、先ほど森議員も申されましたが、改選後も引き続きこの件について、解決に向けて検討を行うことは必要かと存じます。

今回の一般質問で町長からは、昭和23年に制定された墓地埋葬等に関する法律があります。これがある限りは、条例をこしらえても裁判では負けてしまう可能性が高いですというお話がございました。町長は、この上位法を早期に改めることを国に対して求めていきますというお話がございましたので、それをぜひ町長に期待したいと思っております。

今回、この請願第1号について私は賛成いたします。これは、これを陳情された6月議会、12月議会、3月議会における皆さんに対しての私は敬意を表したいと思っているからでございます。

以上でございます。

○議長（金元 正生君） 次、原案に反対者の発言を許します。7番、衛藤清隆議員。

○議員（7番 衛藤 清隆君） 7番、衛藤清隆です。今回の請願に対し、反対の討論を行います。

私も日出町の条例を火葬のみとすることには大賛成です。ですが、今の日出町には、私たちの区にクッキーなど菓子の製造販売をしていて、日出町にも大きく貢献されているトラピスト修道院があります。この修道院は、日出町にできて46年になります。当時、大分県が許可を出して土葬ができます。ちなみに、当時の知事は平松さんでした。

私は、この修道院の代表の方にお会いをして、お話をしてまいりましたが、ここに入所されている方々は、火葬はもちろん、土葬埋葬も望んでおります。

私は、日出町の条例を火葬のみとするためには、この修道院に入所している方々の理解を得る必要があると考えます。よって、今回の請願に反対をいたします。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。11番、岩尾幸六議員。

○議員（11番 岩尾 幸六君） 私は、原案に対して賛成でございます。

今、各議員から賛成、反対の意見を申されました。それは、それぞれに対して一理ある、私もそれを認めざるを得ません、認めております。しかし、今、衛藤議員から言われましたように、条例を改正するに当たっても、現在、土葬を行っている団体がございます。そこもあるのに条例改正を行ってしまうと、これはそこの団体の方に大変失礼なことだと思います。ですので、条例は改正しなければこのまま前には進みません。どうやれば条例が改正できるのか、どこまで落ち着くのか、そういうところまで一歩前に進んでみて、この内容ではオーケーだ、この内容ではまずい、そういうのを討論して今後いかなきゃいけないというふうに私は、個人は思っております。ですので、今後何年かかるか分かりませんが、私個人としてはやっぱりこれ、条例改正に向けてそれぞれの活動をすべきだというふうに思っております。今回はこの請願に関しまして、賛成をいたします。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に反対者の発言を許します。15番、熊谷健作議員。熊谷議員。

○議員（15番 熊谷 健作君） 熊谷です。請願第1号についての反対討論を行います。もう5番目ですので、これまでの方と重なる部分がありますが、それはご容赦ください。

これまでの反対討論をお聞きしてますと、反対というよりも、採択できなかった理由と言い換えたほうが正しいかと思えます。私もその趣旨で順次申し上げていきます。

これまで陳情、請願を提出された方々の将来への不安を思う気持ち、これは十分分かりますし、また安部町長の現時点での法的な観点から制定は難しいという考え方も理解できます。日出町に土葬墓地を将来にわたって造らせないという考えの下、火葬に限るという条例をつくるべきだとのお考えですね。町長が変わったらどうなるか分からないという声もお聞きしました。しかし、見てのとおり、安部町長は大変元気ですし、次回も再選に臨むでしょう。また、新しく町長に立候補をする人も土葬墓地容認や推進を掲げたら当選することはないでしょう。ということは、土葬墓地に関しては現状は差し迫った状況ではないと言えます。町長がさきの全員協議会で述べたように、沈静化しているのだから波風を立ててほしくないというのが町長の偽らざる心情だと思えます。

翻って、陳情、請願をお出しになる皆様は、矢継ぎ早に提示されています。今日、あしたにも危機が訪れるといった、そう切迫した状況ではない中、できましたらもう少し時間をいただいて課題を整理して、落ち着いた環境の中で検討していくべきだと私は考えます。

さて、それではこれから採択できなかった理由について申し上げます。

まず、前提としてここにいる議員は、全員家族を見送る際には火葬を選択しています。私自身もそうですし、私があの方へ旅立つときも家族は火葬してくれるでしょう。また、繰り返しになりますが、以前、高平地区の墓地建設に反対する陳情についても、今ここにいない1人の議員の反対を除く全員の賛成多数で採択しています。

次に、日出町議会は委員会主義を採用しています。現在、2つの委員会がありますが、議会に提出された議案、陳情、請願等はそれぞれの所管する委員会で審議します。一方の委員会で審議、採決された結果については、もう一方の委員会に所属する議員は尊重するのが慣例となっています。しかしながら、委員会の結果と自身の考えが違えば、自身の考えを優先するのは言うまでもありません。私は、福祉文教委員会の委員が真摯に誠実に審議した結果を支持してまいりました。

以上が前提であります。

これから不採択の理由の中身に入ります。

問題の一つが、何度も出ている町内の既存の土葬墓地の存在です。土葬墓地に反対する理由の多くは、水質の汚染の懸念であります。私がかねてより、日出町の水を守ることについては、熱心に行動してきた議員の一人だと自負しております。自画自賛に聞こえましたがお許しいただきたいと思いますが、日出町水道水源保護条例なるものが平成25年に制定されています。この条

例は、私が当時の水道課長の手を借りながら議員立法でつくり上げたものです。そのことは、ここにいる工藤議員、森議員、池田議員は覚えていてくれると思います。きっかけは、水道の水源の上流に当たる地域に水質の汚染が心配される施設が造られようとしたことでした。地元住民の反対運動が起こり、結果は企業が建設を諦めて事なきを得ました。私はこれから先、同じようなことが起きないようにと考え、条例で規制するために議員立法に着手しました。そういう意味では、中身は違いますが、今の状況に似ていると言えます。

立法までには各種の文献を漁り、過去の判例にも目を通しました。そこで少し法律の話をしなすと、現在存在する事象について、後にその事象を縛る条例をつくっても、無効であるということです。今回に当てはめると、既に存在している事象はトラピストの墓地であります。以上のことから、今、火葬に限るという条例をつくっても、トラピスト墓地には効力は及びません。では、条例に例外規定を設けるのか、それが不公平にならないのか、議論の分かれるところだと考えます。

また、水道水源の判例では、徳島県阿南市における産業廃棄物処理場をめぐる訴訟で、市が制定し、規制した条例が上位法との二重規制に当たるということで、市側が敗訴しています。このことにつながることで、この問題は、この件について町長がはっきりと憲法、上位法に違反することから制定は難しいという判断をしていることです。町としては、最初から欠陥があることが分かっている条例を制定することは難しいと私は思います。

これまでの議論の中では、議会側から町長に圧力をという話があったように思いますが、仮にこの条例を議員立法で作成、制定しても、実際に執行するのは町長をはじめとする文字どおり執行部ですから、町長が納得しない条例を制定しても意味がありません。議会には執行権がないからです。さきに述べた水道水源保護条例の際も、当時の町長は最初、乗り気ではありませんでした。そこで私は、町長相手に資料を作って、説明会を開催しました。その結果、町長も納得してくれて制定に至りました。条例そのものよりも議員立法という手法に拒否反応があったようでした。

次に、問題というより、心情的なものでうまく御理解いただけるか分かりませんが、申し上げます。

私の知人から教えていただいたのですが、現在、我が国の数少ない土葬のケースは、生まれて間もない嬰兒、みどりごではないだろうかということでした。私は、人が亡くなったとき、2つの悲しみのピークがあると思っています。一つは、もちろん亡くなった直後、もう一つは、火葬場に行って遺体を炉に送り込む瞬間だと考えます。このような御経験はどなたもお持ちで、共感いただけるのではないかと思います。私の古くから知る湯布院のお寺の御住職は、そのことがよくお分かりで、葬儀の後、火葬場まで駆けつけて、火葬炉に送る前にお経を上げていらっしゃいます。

もしこれから先、日出町民の方で万が一、不幸にも生後間もないお子さんが亡くなり、火葬にするのはあまりにも忍びないので、戦前からある先祖が眠るお寺の墓地の片隅に、住職、門徒総代の了解の下、土葬にしたいとの申出があったとき、条例があるからと拒否することが妥当でしょうか。心ある町民の多くの方が人情的に許可してあげようと思うのではないのでしょうか。そんなめったにないことを例に挙げるのはおかしいという方もいるでしょうが、そのめったにないことまで考えて条例をつくるのが我々議員の責務ではないのでしょうか。

このようなケースについて、先日、請願の紹介議員である工藤議員にお尋ねしました。工藤議員のお答えは、「そんなもん、罰則規定がないんやから、埋めたらええんやねん」ということでした。それでは一体、何のために新たな条例をつくるのでしょうか。私は、条例とは厳格なもので、町民皆さんがしっかりと守っていただくものだとして理解しています。

その後、町内のこうした問題に関心のある方とお話しする機会がありました。結構長く議論したのですが、結論から言うとその方は、今後外国人が日出町に土葬墓地を造らせないために、何らかの形のあるものを造って残してほしいということでした。それは条例でなくてもいいというお話でした。それを言われて私は熟考したのですが、ならば条例をつくるにしても、町民に火葬を奨励、推奨する規定ではどうか。しかし、現状ほぼ100%火葬なのに、町民の方々も戸惑うではとの心配があります。

では、町の外に向けてアピールしてほしいというのであれば、声明や宣言ではどうか。ですが、果たして合意を得られるか分かりません。

いずれにしても、最初に申し上げたとおり、現状は差し迫った状況ではないので、改選後に落ち着いた環境でしっかり時間をかけて、町執行部と議会だけでなく、外部の法律の専門家、そして町内のお寺の御住職や神社の神主様たちにも御意見を伺うのもよいのではと考えます。そして誰もが何とか納得できる形のものをつくり上げていければと考えています。

以上、長くなりましたが、請願1号について、私の採択できなかった理由とします。

○議長（金元 正生君） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） なければ、これで討論を終わります。

---

### 採決

○議長（金元 正生君） これより採決を行います。

承認第1号令和7年度日出町一般会計補正予算（専決第1号）について採決します。

本議案に対する委員長報告は承認です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号令和7年度日出町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和7年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和7年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和7年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和8年度日出町一般会計予算について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和8年度日出町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和8年度日出町介護保険特別会計予算について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和8年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和8年度日出町水道事業会計予算について並びに議案第10号令和8年度日出町下水道事業会計予算についての2件を一括して採決します。

議案第9号並びに議案第10号に対する委員長の報告は可決です。議案第9号並びに議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号並びに議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号日出町職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第20号日出町学校給食費等に関する条例の一部改正についてまでの10件を一括採択して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号から議案第20号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第20号までは委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号日出町奨学金支給条例の廃止についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号第6次日出町総合計画についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号連携協約の一部変更に関する協議について採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決です。本議案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号佐伯市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について並びに議案第25号日出町の公の施設を佐伯市の住民が利用することに関する協議についての2件を採決します。

議案第24号並びに議案第25号に対する委員長の報告は可決です。議案第24号並びに議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号並びに議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号公の施設の指定管理の指定について（日出町南端コミュニティセンター）から議案第30号公の施設の指定管理の指定について（深見記念館）までの5件を一括採択して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号から議案第30号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第30号までは委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号日出町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は挙手により行います。同意第1号について、原案のとおりこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。日出町大字大神4157、日出町議友会会長佐野故雄氏外9件より提出されました福祉文教常務委員会に付託されました請願第1号埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についての請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。この請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手少数です。したがって、請願第1号については不採択されました。

ただいま議案7件が提出されました。

お諮りします。議案7件を日程に追加し、追加1の追加日程1から追加日程第7として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、議案7件を日程に追加し、追加1の追加日程第1から追加日程第7として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1. 発委第1号

追加日程第2. 発委第2号

追加日程第3. 発委第3号

追加日程第4. 発委第4号

追加日程第5. 発委第5号

追加日程第6. 議案第31号

## 追加日程第7. 報告第1号

### 追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

○議長（金元 正生君） 追加日程第1、発委第1号日出町議会の会期に関する条例の制定についてから追加日程第7、報告第1号和解及び損害賠償の額を定めることについてまでを上程し、一括議題とします。

発委第1号日出町議会の会期等に関する条例の制定についてから発委第5号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正について趣旨説明をお願いいたします。議会運営委員会委員長 池田淳子議員。池田委員長。

○議会運営委員長（池田 淳子君） 発委第1号から第5号まで、5件の趣旨の説明を申し上げます。

まず、発委第1号日出町議会の会期等に関する条例の制定についてであります。

日出町議会の会期を4月1日から翌年の3月31日までの1年間の会期とし、議会活動を通年で行う通年会期制を導入することにより、行政課題への迅速な対応、継続的な審議・調査及び行政監視機能の強化を図り、議会機能の一層の充実を目的として条例を制定するものであります。

次に、発委第2号日出町議会委員会条例の一部改正についてであります。

通年会期制の導入、委員会定数等の見直し及び広報広聴常任委員会の新設に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、発委第3号日出町議会基本条例の一部改正についてであります。

議会の議決すべき事件の追加及び委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、発委第4号日出町議会会議規則の一部改正についてであります。

通年会期制の導入に伴い、関係規定の整備等、所要の改正を行うものであります。

次に、発委第5号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正についてであります。

既存の専決処分指定事項3事項に加え、新たに5事項を追加するため所要の改正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（金元 正生君） 次に、議案第31号令和7年度日出町一般会計補正予算（第8号）について及び報告第1号和解及び損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明をお願いいたします。町長、安部徹也君。町長。

○町長（安部 徹也君） 追加提案いたしました議案1件、報告1件につきまして、御説明申し上げます。

最初に、議案第31号令和7年度日出町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

補正をいたします額は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,767万円を追加し、補正後の予算の総額を143億1,864万円とするものであります。

国庫支出金と基金繰入金を財源として、総務費と商工費では、エニワン・ウェルカム・タウン推進事業、民生費では自立支援システム改修業務委託料を計上しております。

また、繰越明許費として、物価高対応子育て応援手当給付事業など6事業を計上しております。次に、報告第1号和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

発生しました事故に関しまして、示談書を交わし、損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議を賜りまして、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（金元 正生君） お諮りします。このまま引き続き、続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 以上で、趣旨説明並びに提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日は日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。

午後0時24分休憩

.....

午後0時25分再開

○議長（金元 正生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 追加議案に対する質疑

○議長（金元 正生君） これより追加議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） なければ、これで質疑を終わります。

.....

## 討論

○議長（金元 正生君） これより討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、工藤健次議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 13番、工藤です。反対討論を行います。

発委第1号から発委第5号の通年会期制に関する条例等5件の改正については反対ですので、反対討論を行います。

通年会期制については、これまでの全員協議会で本年4月から実施する予定が決まっていただけです。条例改正の議決までに何が起きるかも分からないのに決めつけて発表したことについて、責任はどなたが取るんですか。最終的には、条例改正の議決が今議会で提出され、議決を経て決定することが議会のルールとなっていないませんか。

ところが、議会報編集委員会のメンバーは、議会のルールと議会で一番重要な議決を無視して、議会だより第143号1月19日付に2面を使って大見出しで、県内初の通年会期制導入、令和8年4月より通年会期制を導入します。県内でも導入している市町村はまだありません、議会改革の一環として取り組みますと、発表を全町民に向けて議会だよりで行いました。なぜ予定を入れずに決めたのですか。誰が決めたんですか、これは。正副委員長に権限がありますか。この発表がまさに議会の議決を無視した議会になっておりませんか。通年会期制が県内初かもしれませんが、これもまた前代未聞のこのようなルール破りと議決を無視して、議会報編集委員会の正副委員長は何を考えてこういう編集を行ったのでしょうか。先ほど、委員長は謝りをしたんですけど、自分たちだけのアピールですか。常識では普通考えられないことで意見を他の議会編集のメンバーが迷惑をしていませんか。ほかの全議員が迷惑を私は被っておるというふうに思っております。日出町議会に汚点を残すことになりませんか。他のメンバーから、正副委員長、意見しても聞かないとかいう話もあったんですけども、委員会を私物化したようなことにしか思えません。

今回の通年会期制が議会のルールを破って、議会の一番重要な意思決定の議決を無視してまで町民へ知らせることにどのような緊急性があったのでしょうか。町民の声があったのですか。町長の専決処分に何か問題がありましたか。どのような環境があったのですか。私は不思議でなりません。議員選挙も目前に迫っており、新人候補が6名も立候補する中、新人全員が当選したら議員の構成が大きく変わる事態になりかねません。このような中で、職員の異動もあり、混乱が予想されるのに、なぜ今ですか。アピールだけを行って、誰が当選するか分からない中、議会運営がうまくいくとお考えですか。この無責任な提案はやめて、今回は凍結をして、改選後、新しい議員構成の中で十分議論を尽くして、例えば2年後から実施することなどを検討すべきだと私は思います。

この通年会期制、20年前に一時ブームになった時期もありました。現在、全国の町村の数は926、通年会期制を導入しているのは1割ほど。令和になってからで15件、九州には8件しかありません。日出町には、環境も緊急性もないのに、なぜこういうふうに急いで、議員が議会を混乱させてどうするのでしょうか。議員各位には、信念を持って改選後を見据え、政治生命をかけて総合的に判断をしていただきたいと思います。

したがって、発委第1号から発委第5号については、断固反対をします。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、豊岡健太議員。

○議員（5番 豊岡 健太君） 5番、豊岡健太です。賛成討論に入る前に、先ほど議員のほうから議会報に対する苦情といますか、御意見があったかと思えます。予定をしてた委員長の報告もあったとおり、委員長の謝罪もあったとおり、予定なものを載せたことは確かに過ちだったというふうに私も感じております。ただ、今の工藤議員の発言で、新人議員の出馬が6名というふうに断定されましたけども、まだ受付も決まっておらず、そういったことも予定だというふうにおっしゃっていただきたかったなというふうに感じます。

ちょっと前置きが長くなりましたが、発委第1号日出町議会の会期等に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

これは通年会期制導入に伴い、日出町議会の会期を4月1日から翌年3月31日までの1年間とするものです。

通年会期制は、議会の活動能力がない閉会中の期間がなくなることで、継続的な審議・調査及び監視機能の強化を図るとともに、機動的かつ活発な議会活動が可能となります。また、災害や突発的な行動課題に対し、迅速な対応を可能にするなど、住民にとっても意義ある制度です。

本条例は、その運用を明確にし、議会の透明性を高めるためのものです。制度を導入する以上、曖昧さを残さず、条例として整備することは当然の責務であると考えます。よって、発委第1号日出町議会の会期等に関する条例の制定について賛成します。

○議長（金元 正生君） では、次に原案に反対者の発言を許します。1番、多田利浩議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 1番、多田利浩です。発委第1号について、反対の討論をいたします。

今、豊岡議員からもお話がありましたが、一昨日、住民から指摘がありまして、これ、議会報についての指摘だったんですけども、議決を得る前に議会だよりに通年会期制について掲載したのは、フライングじゃないかという御指摘がありました。多田さん、あなたも編集委員だけど、どうなってんだと、これはおかしいんじゃないかということで、私、何の言い訳もできませんでした。それについてきちんと委員会の中でお話をすべきだったということの後悔しております。

議会運営委員として、通年会期制導入に賛成しましたが、先ほど工藤議員のお話もありました

けども、3月29日に議員の選挙があり、新人議員の立候補も予定されております。その立候補の予定もあり、誕生も考えられ、4月1日から導入するのではなく、再度の検討をしてみたいかというところで、今回、反対いたします。

2年にわたって、慎重に通年会期制について検討を行ってきたとの説明が再三行われてきましたが、さらに検討を深めるべきだと考えております。日出町は、専決処分を乱発しているわけではありませんし、先ほど工藤議員のお話もありましたが、採用してる自治体数が少ないことにも疑問を持っております。

以上のことから、発委第1号については反対いたします。

以上です。

○議長（金元 正生君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、池田淳子議員。

○議員（12番 池田 淳子君） 発委第1号日出町議会の会期等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

討論の前に、先ほど工藤議員からもございましたが、決して議会報編集委員会は正副委員長だけで編集を行っているわけではありません。その誤解は解いておきたいと思います。

また、反対の理由であります。新人議員が6名、全員入れ替わった場合、混乱をするというのであれば、この議論が出されたときに、通年会期制を行うという議論が出されたときに反対すべきではないのでしょうか。4年に1回は選挙が行われるわけで、議員の入れ替わりは、何人入れ替わりがあるかは分かりません。それを懸念されておりましたら、議会活性化などできないのではないのでしょうか。今回、新人議員がもし6人入ったとしても、通常のこの議会の運営は存じないという話です。通年会期制が初めてのことになるわけで、何ら混乱はないと私は思います。

それでは、討論に入らせていただきます。

令和6年7月、議会運営委員会は、通年会期制について行政視察を行いました。過去にも同テーマで行政視察を行った経緯があることから、同年8月、私は議会運営委員会の委員長として、先進地に行った以上、そのテーマについて取り組むのか、取り組まないのか、視察研修後、議論をすべきとの考えで、議運の委員の皆さんにお諮りしたところ、通年会期制に取り組むとの結論に至り、通年会期制導入に向けて議論を開始いたしました。これまで全員協議会において議論を重ね、様々な意見もいただきながら、議会として方向性を共有してきたところであります。

本条例は、その運用を適正かつ円滑に行うための制度的整備であり、導入を確認した以上、必要不可欠な措置であります。制度の是非と制度を前提とした運用整備とは分けて判断すべきものであると思います。

議会報編集委員会の掲載につきましては、工藤議員のおっしゃるとおり、議決を踏まずに報告

してしまったことにつきましては、私のほうからもおわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

議会としての意思決定の整合性と責任ある制度運営の観点から、本条例に賛成いたします。

以上です。

○議長（金元 正生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） なければ、これで討論を終わります。

---

### 採決

○議長（金元 正生君） これより採決を行います。

発委第1号日出町議会の会期等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号日出町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、発委第2号については原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号日出町議会基本条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、発委第3号については原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号日出町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、発委第4号については原案のとおり可決されました。

次に、発委第5号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手多数です。したがって、発委第5号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和7年度日出町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（金元 正生君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。町長、安部徹也君。

○町長（安部 徹也君） 議会最終日の最後に発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りしてお礼の御挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

議員の皆様方におかれましては、4月6日をもって4年間の任期を終えられることとなります。私自身も平成30年より6年間は同志の議員として、そして令和6年からは町長と議員という関係で皆様方とともに、高い志を抱き、この日出町をよくするという思いで切磋琢磨できたことを非常に心強く思っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機や大規模土葬墓地問題など、非常に解決が難しい問題をこの日出町が乗り切ることができたのは、ひとえに皆様方の粉骨砕身の御尽力のたまものだと心より感謝申し上げます。

世界的な政情不安などにより物価が高騰するなど、これからも多くの町民が苦しむことが予想されますが、今後も執行部と議会が力を合わせ、車の両輪となって、誰一人取り残すことなく、町民の皆様を幸福に導いていけたらというふうに思っております。

この議会が終われば、3月24日には町議会議員選挙の告示があり、29日には投票日を迎えることとなります。昨年の12月8日に大分県庁でハーモニーランドを運営するサンリオエンターテイメント様が今後10年という歳月と数百億円という資金をかけて、この日出町をエンタメリゾート化するという基本構想を発表しました。また、来年度早々には川崎工業団地も造成を終え、複数の企業を迎え入れなければなりません。このように日出町には明るい未来が待っています。その未来予想図を現実のものとし、今後、日出町がますます発展するためには、今ここにいらっしゃる皆様方の力を欠かすことはできません。ぜひ来期も皆様方とともに、明るい日出町の将来を築いていければというふうに思っているところです。

また、今期をもちまして勇退される議員におかれましては、多年にわたる町政発展への御尽力に深く敬意を表します。町議会を離れられましても、これまでと同様に御指導とお力添えを賜り

ますようお願い申し上げます。

結びになります。議員の皆様への御厚情に對しまして重ねて感謝を申し上げ、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

### 閉会の宣告

○議長（金元 正生君） 以上で、今期定例会における議案等の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、令和8年度当初予算案をはじめとする多数の重要案件を慎重かつ真摯に御審議をいただき、本日閉会の運びとなりました。円滑な議事運営への御協力に對し、心から感謝を申し上げます。

また、町長はじめ町執行部の皆様には、議事運営全般に格別の御配慮をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

また、今月末をもちまして管理職を退かれます4名の皆様におかれましては、これまで日出町町政に對する御尽力と丁寧な議会对應に對しまして、議會を代表して感謝を申し上げます。今後とも健康に留意され、日出町発展のために御協力をお願いしたいと思います。これまで本当にありがとうございました。

御承知のとおり、我々議員の任期も4月6日をもって満了することになりますが、今期をもって勇退されます議員におかれましては、長年にわたる御功績に對しまして改めて敬意を表しますとともに、今後とも本町発展のため引き続き温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次期選挙も近づいてまいりましたが、再出馬される議員各位におかれましては、全員御当選されますよう御健闘をお祈り申し上げます。

終わりに、議長としてしての職務を遂行でき、副議長とともに、議員皆様の御意見をいただきながら、多少ではありますが、議會改革に取り組むことができました。過分なる御支援を賜りましたことに對しまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和8年第1回日出町議會定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、令和8年第1回日出町議會定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会します。御苦労さまでした。

午後0時47分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 3月13日

議 長 金元 正生

署名議員 岡山 栄蔵

署名議員 岩尾 幸六

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員